

函 企 国

令和8年（2026年）6月1日

市議会議員 各位

企 画 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を参考配付いたします。

記

連携中枢都市圏への移行等について

（企画部国際・地域交流課）

連携中枢都市圏への移行等について

【連携中枢都市圏構想】

1. 連携中枢都市圏構想

(1) 目的

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する。

(2) 連携中枢都市の要件

指定都市または中核市であり、昼夜間人口比率がおおむね1以上の都市

(3) 連携する取り組み

- ・圏域全体の経済成長のけん引
- ・高次の都市機能の集積・強化
- ・圏域全体の生活関連機能サービスの向上

2. 定住自立圏との比較 【別紙1】のとおり

【連携中枢都市圏への移行】

1. 経過

- ・ 渡島・檜山管内の全18市町からなる南北海道圏域においては、人口減少や少子高齢化により生活機能や経済基盤の維持が困難となっていくことが懸念されたことから、平成26年（2014年）3月に南北海道定住自立圏に係る協定を締結し、様々な分野において連携した取り組みを行ってきた。
- ・ しかし、人口減少や少子高齢化は依然として進行しており、今後の地域コミュニティや地域経済の衰退が懸念されることから、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持できるよう連携を図っていく必要がある。
- ・ 本圏域においては、加速しつつあるGXの推進や圏域内で決議をした広域観光の推進のほか、高度な医療サービスの提供など高次の都市機能の集積・強化を図るため、令和9年度（2027年度）から連携中枢都市圏に移行することとし、【別紙2】のとおり連携中枢都市宣言書を公表するものである。

2. 連携中枢都市宣言（連携中枢都市圏構想推進要綱より）

(1) 連携中枢都市宣言について

圏域の中核性を備える連携中枢都市が圏域全体の将来像を描き，圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有すること等を明らかにするため連携中枢都市宣言書を作成，公表すること。

(2) 連携中枢都市宣言書に記載する主な内容

- ・ 中心的役割を担い各種サービスを提供していく意思（宣言）
- ・ 圏域の現在人口と将来推計人口
- ・ 医療施設や公共施設などの都市機能の集積・強化の状況等
- ・ 近隣市町と連携して取り組むことを想定する分野
- ・ 通勤通学割合

3. 今後のスケジュール

時期	連携中枢都市圏ビジョン関係	連携協約関係
6月上旬	－連携中枢都市宣言書 公表－	
6月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョン懇談会設置要綱策定 ・ ビジョン懇談会委員推薦依頼〈各市町〉 ・ 事業費照会〈庁内・各市町〉 	
7月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョン懇談会委員委嘱 	
7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョン（素案）完成 	
7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョン懇談会開催 	
9月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョン懇談会開催 →ビジョン（原案）完成 	
9月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策会議 	
10月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務常任委員会資料配付 ・ 南北海道市町村連絡協議会〈10/20〉 →ビジョン（原案）の報告 ・ パブリックコメント〈～12月中旬〉 →全市町住民を対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協約（原案）完成
12月中旬		<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協約案完成
2月中旬		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月定例会に議案提出
3月中旬		<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案議決
3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョン懇談会開催 →ビジョン（案）提示 ・ ビジョン策定・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協約締結

①ビジョンへの掲載を想定している取り組み案は，【別紙3】のとおり

②宣言書，協約およびビジョンは，策定・公表後に国に報告が必要。

定住自立圏と連携中枢都市圏の制度比較

区分	定住自立圏	連携中枢都市圏
根拠	定住自立圏構想推進要綱 (H20.12.26制定)	連携中枢都市圏構想推進要綱 (H26.8.25制定)
圏域数	141圏域（うち道内14圏域） ※R7.4.1現在	38圏域（うち道内2圏域） ※R8.4.1現在
構想の目的	中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。	地域において、 <u>相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成。</u>
中心都市要件	【中心市】 ・人口5万人以上 ・昼夜間人口比率1以上	【連携中枢都市】 ・指定都市、中核市 ・昼夜間人口比率1以上
手続き	ア中心市宣言 イ定住自立圏形成協定の締結 ウ定住自立圏共生ビジョンの策定	ア連携中枢都市宣言 イ連携協約の締結 ウ連携中枢都市圏ビジョンの策定
連携する取組 (※別添資料あり)	①生活機能の強化に係る政策分野 ②結びつきやネットワークの強化 ③圏域マネジメント能力の強化	①圏域全体の経済成長のけん引 ②高次の都市機能の集積・強化 ③圏域全体の生活関連機能サービスの向上（≒定住の取組）
財政措置	【中心市】 ・特別交付税 年間8,500万円程度 (人口・面積等により上限額を設定) 【近隣市町】 ・特別交付税 年間1,800万円上限	【連携中枢都市】 ・普通交付税（上記①・②） 圏域人口75万人で2億円 ・特別交付税（上記③） 年間1.2億円程度（人口・面積等により上限額を設定） 【近隣市町】 ・特別交付税 年間1,800万円上限

定住自立圏と連携中枢都市圏における取組の比較

定住自立圏	連携中枢都市圏	
	【圏域全体の経済成長のけん引】	<ul style="list-style-type: none"> ○産学金官民一体となった経済戦略の策定，国の成長戦略実施のための体制整備 ○産業クラスターの形成，イノベーション実現，新規創業促進，地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成 ○地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 ○戦略的な観光施策 ○その他，圏域全体の経済成長のけん引に係る施策
	【高次の都市機能の集積・強化】	<ul style="list-style-type: none"> ○高度な医療サービスの提供 ○高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築 ○高等教育・研究開発の環境整備 ○その他，高次の都市機能の集積・強化に係る施策
<p>＜生活機能の強化に係る政策分野＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療，○福祉，○教育，○土地利用，○産業振興，○環境，○防災 		<p>＜生活機能の強化に係る政策分野＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域医療，○介護，○福祉，○教育・文化・スポーツ，○土地利用，○地域振興，○災害対策，○環境
<p>＜結びつきやネットワークの強化に係る政策分野＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域公共交通 ○デジタル・ディバイドの解消へ向けたインフラ整備， ○道路等の交通インフラの整備， ○地域の生産者や消費者等の連携による地産地消， ○地域内外の住民との交流・移住促進， ○その他，結びつきやネットワークの強化に係る連携 	【圏域全体の生活関連機能サービスの向上】	<p>＜結びつきやネットワークの強化に係る政策分野＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域公共交通 ○デジタルインフラ整備 ○道路等の交通インフラの整備・維持 ○地域の生産者や消費者等の連携による地産地消 ○地域内外の住民との交流・移住促進 ○その他，結びつきやネットワークの強化に係る連携
<p>＜資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宣言中心市等における人材の育成 ○宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保 ○圏域内市町村の職員等の交流 ○圏域内の公共施設の集約化・共同利用等 ○人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施 ○その他，資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る連携 		<p>＜資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人材の育成 ○外部からの行政及び民間人材の確保 ○圏域内市町村の職員等の交流 ○圏域内の公共施設の集約化・共同利用等 ○人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施 ○その他，資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る連携

連携中枢都市圏構想

連携中枢都市宣言書



令和8年6月1日

函館市

連携中枢都市宣言

函館市，北斗市，松前町，福島町，知内町，木古内町，七飯町，鹿部町，森町，八雲町，長万部町，江差町，上ノ国町，厚沢部町，乙部町，奥尻町，今金町およびせたな町の2市16町から形成される南北海道圏域は，三方を囲む海や広大な台地，豊かな森林が織りなす風光明媚な自然と豊富な農林水産資源を有し，津軽海峡を介して本州と向き合う「北海道の玄関口」として古くから開拓や交易の歴史が刻まれてきた圏域です。

その中で，本市は，交易の拠点として栄え，陸・海・空の交通の要衝として発展し，南北海道唯一の中核市として，行政や経済，文化の中心的な役割を担ってきました。

本圏域においては，人口減少や少子高齢化により生活機能や経済基盤の維持が困難となっていくことが懸念されたことから，平成26年（2014年）3月に南北海道定住自立圏に係る協定を締結し，圏域全体として必要な生活機能を確保するため，医療や福祉，産業振興など様々な分野において連携し，圏域の活性化に努めてきたところです。

しかしながら，本圏域において人口減少や少子高齢化は依然として進行しており，今後の地域コミュニティや地域経済の衰退が懸念されることから，人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し，活力ある社会経済を維持できるよう連携を図っていく必要があります。

本市が有する資源を単に守り継承してだけでなく，圏域内の各市町と手を携えながら新たな価値を創り出していかなければ，未来への活力を取り戻すことはできません。

圏域全体の暮らしや経済を持続可能なものとしていくため，各市町が互いの魅力や可能性を掛け合わせ，取組みを支え合いながら，圏域一体の価値を高めるとともに，本市がヒトやモノ，産業が集積する拠点となり，また，観光やビジネス，文化，教育など様々な分野で躍動する世界の架け橋となることで，「北海道の玄関口」として本圏域の存在感を再び確固たるものにしてまいります。

これらを踏まえ，本市は，連携中枢都市として各市町それぞれの独自性を尊重し，密接な連携を図りながら，圏域全体の将来像を描き，圏域全体の経済をけん引し，圏域の住民全体の暮らしを支える取組みを進めていくことをここに宣言します。

令和8年（2026年）6月1日

函館市長 大 泉 潤

1 本市との連携を想定する自治体の名称

北斗市，松前町，福島町，知内町，木古内町，七飯町，鹿部町，森町，八雲町，長万部町，江差町，上ノ国町，厚沢部町，乙部町，奥尻町，今金町，せたな町



2 圏域の現在の人口と将来推計人口

自治体名	現在人口 (人)	将来推計人口 (人)					
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
函館市	251,084	232,771	216,113	199,358	182,713	166,626	151,567
北斗市	44,302	41,022	38,479	35,840	33,108	30,263	27,360
松前町	6,260	5,309	4,476	3,703	3,010	2,427	1,939
福島町	3,794	3,246	2,795	2,360	1,959	1,603	1,293
知内町	4,167	3,711	3,336	2,960	2,600	2,264	1,949
木古内町	3,832	3,312	2,822	2,377	1,966	1,603	1,295
七飯町	27,686	26,754	25,669	24,399	22,937	21,339	19,706
鹿部町	3,760	3,380	3,039	2,694	2,359	2,057	1,778
森町	14,338	12,559	11,178	9,854	8,600	7,422	6,353
八雲町	15,826	14,554	13,278	12,031	10,783	9,556	8,382
長万部町	5,109	4,652	4,135	3,653	3,223	2,824	2,454
江差町	7,428	6,701	5,965	5,261	4,613	4,003	3,445
上ノ国町	4,306	3,726	3,232	2,758	2,342	1,974	1,639
厚沢部町	3,592	3,212	2,851	2,524	2,223	1,927	1,664
乙部町	3,403	2,951	2,543	2,174	1,846	1,558	1,301
奥尻町	2,410	2,107	1,846	1,598	1,362	1,150	967
今金町	5,072	4,522	4,075	3,637	3,234	2,864	2,513
せたな町	7,398	6,491	5,675	4,914	4,216	3,588	3,033
合計	413,767	380,980	351,507	322,095	293,094	265,048	238,638

【出典】令和2年国勢調査（総務省），日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計（国立社会保障・人口問題研究所））

3 函館市における都市機能の集積状況

公共施設等による各種サービス機能，中核的な医療機能，商業機能，その他行政および民間分野における都市機能の集積状況は概ね以下のとおりである。

分野	都市機能	主な施設
行政	国	〔総務省〕 函館行政監視行政相談センター 〔法務省〕 函館少年刑務所，法務少年支援センターはこだて（函館少年鑑別支所），函館地方検察庁，函館地方法務局，札幌出入国在留管理局函館出張所 〔財務省〕 函館税関，函館税務署，北海道財務局函館財務事務所 〔厚生労働省〕 函館労働基準監督署，函館公共職業安定所，函館視力障害センター 〔農林水産省〕 北海道農政事務所函館地域拠点，北海道森林管理局函館事務所 〔国土交通省〕 函館運輸支局，函館開発建設部，函館海上保安部，函館地方海難審判所，函館地方气象台，函館航空基地，東京航空局函館空港事務所 〔防衛省〕 陸上自衛隊函館駐屯地，海上自衛隊函館基地隊
	裁判所	函館地方裁判所，函館家庭裁判所，函館簡易裁判所
	北海道	北海道渡島総合振興局，北海道教育庁渡島教育局，北海道立総合研究機構水産研究本部函館水産試験場，北海道立函館高等技術専門学院，北海道警察函館方面本部，函館中央警察署，函館西警察署，函館運転免許試験場，北海道立函館美術館，北海道立工業技術センター，函館湾浄化センター
医療機関	公的医療機関	国立病院機構函館医療センター，市立函館病院，市立函館恵山病院，市立函館南茅部病院
	初期救急医療機関	函館市夜間急病センター
	第2次救急医療機関	国立病院機構函館医療センター，市立函館病院，市立函館恵山病院，市立函館南茅部病院，函館赤十字病院，函館中央病院，函館五稜郭病院，函館市医師会病院，共愛会病院，北海道社会事業協会函館病院，函館渡辺病院，高橋病院，函館おおむら整形外科病院，富田病院，函館新都市病院，函館脳神経外科病院，亀田病院，西堀病院，函館稜北病院
	第3次救急医療機関	市立函館病院救急救命センター
	周産期母子医療センター	市立函館病院，函館中央病院
	がん診療連携拠点病院	市立函館病院，函館五稜郭病院
	災害拠点病院	市立函館病院
	市内医療機関	病院 26 機関，診療所 205 機関，歯科診療所 118 機関

分野	都市機能	主な施設
教育	高等学校	道立高等学校 5 校，市立高等学校 1 校，私立高等学校 8 校
	大学	北海道大学大学院水産科学研究所・水産科学院・水産学部，北海道教育大学函館校，公立はこだて未来大学，函館大学
	短期大学・高専	函館短期大学，函館大谷短期大学，函館工業高等専門学校
	専修学校	函館看護専門学校，函館厚生院看護専門学校，函館市医師会看護・リハビリテーション学院，函館歯科衛生士専門学校，大原公務員・医療事務・語学専門学校函館校，ロシア極東連邦総合大学函館校
	養護学校等	北海道函館盲学校，北海道函館聾学校，北海道教育大学附属特別支援学校，北海道函館養護学校
文化	文化・学習施設	函館市中央図書館，市立函館博物館，函館市公民館，函館市青少年研修センター，函館市青年センター，箱館奉行所，函館市縄文文化交流センター，旧函館区公会堂，函館市北方民族資料館，函館市北洋資料館，函館市文学館，函館市民会館，函館市芸術ホール，はこだてみらい館，はこだてキッズプラザ
	スポーツ施設	函館アリーナ，千代台公園陸上競技場，千代台公園野球場，千代台公園庭球場，函館フットボールパーク，根崎公園ラグビー場，市民プール，千代台公園弓道場，根崎公園アーチェリー場，すずらんの丘公園パークゴルフ場，函館市恵山シーサイドパークゴルフ場，入舟町前浜海水浴場，函館市民スケート場
商業	大規模小売店舗	店舗床面積 1,000 m ² 以上の店舗 88 店舗
	金融機関	〔銀行〕 42 店舗 〔証券会社〕 3 店舗
産業	産業支援	北海道立工業技術センター，函館市産業支援センター，北海道立函館高等技術専門学院
	工業団地	函館テクノパーク，函館臨空工業団地，港町ふ頭港湾関連用地
交通	ターミナル駅	J R 函館駅
	都市間バス	函館⇄札幌（北海道バス，北海道中央バス，函館バス）
	路線バス	函館バス，函館帝産バス，北海道バス
	市電	函館市企業局（湯の川～谷地頭・函館どつく前）
	空港	函館空港⇄東京（羽田，成田），名古屋，大阪（伊丹），札幌（丘珠・新千歳），奥尻，ソウル（仁川），台北（桃園）
	港湾	若松ふ頭（函館クルーズターミナル），港町ふ頭（コンテナヤード）
	国道	5 号，227 号，228 号，278 号，279 号
その他	観光・レクリエーション施設	函館山ロープウェイ，函館朝市，五稜郭タワー，金森赤レンガ倉庫群・ベイエリア，北海道立道南四季の杜公園，白石公園はこだてオートキャンプ場，宿泊施設（ホテル・旅館等）230 施設

（令和 8 年 4 月末日現在）

4 本市への通勤通学割合

自治体名	当地に常住する 就業者・通学者総数 (人) (A) ※		函館市で 従業・通学 (人) (C)	函館市への 通勤・通学割合 (C / (A-B))
	うち自宅で就業 (人) (B)			
函館市	118,348	10,005	103,821	0.96
北斗市	22,580	2,210	9,140	0.45
松前町	2,763	394	31	0.01
福島町	1,720	322	32	0.02
知内町	2,279	486	68	0.04
木古内町	1,706	270	144	0.10
七飯町	12,839	1,394	4,992	0.44
鹿部町	1,934	606	142	0.11
森町	7,582	1,547	378	0.06
八雲町	8,591	1,723	53	0.01
長万部町	2,751	461	8	0.00
江差町	3,807	472	36	0.01
上ノ国町	2,111	330	25	0.01
厚沢部町	1,989	561	35	0.02
乙部町	1,679	176	38	0.03
奥尻町	1,358	261	-	-
今金町	2,710	706	3	0.00
せたな町	3,826	1,014	14	0.00
合計	200,573	22,938	118,960	0.67

【出典】令和2年国勢調査（総務省）

※15歳以上の就業者および通学者

※函館市への通勤・通学割合は、小数点第3位を四捨五入

5 周辺自治体住民の都市機能の利用状況

(1) 市立函館病院地域別患者数

自治体名	通院患者数 (人)	利用率 (%)	入院延べ患者数 (人)	利用率 (%)
函館市	102,484	58.31	91,325	57.01
北斗市	29,687	16.89	22,161	13.83
松前町	2,571	1.46	3,783	2.36
福島町	1,736	0.99	2,294	1.43
知内町	2,164	1.23	1,968	1.23
木古内町	2,454	1.40	1,856	1.16
七飯町	13,140	7.47	11,669	7.28
鹿部町	1,487	0.85	1,539	0.96
森町	6,868	3.91	6,784	4.23
八雲町	3,002	1.71	3,805	2.38
長万部町	669	0.38	898	0.56
江差町	2,259	1.28	2,749	1.72
上ノ国町	1,487	0.85	1,943	1.21
厚沢部町	1,759	1.00	1,752	1.09
乙部町	1,199	0.68	1,271	0.79
奥尻町	628	0.36	943	0.59
今金町	758	0.43	811	0.51
せたな町	1,415	0.80	2,652	1.66
合計	175,767	100.00	160,203	100.00

(令和7年度 市立函館病院調べ)

(2) 函館市への救急搬送件数

消防本部等		搬送件数 (件)	比率 (%)
函館市		17,522	74.7
南渡島消防事務組合	北斗市, 七飯町, 鹿部町	4,268	18.2
渡島西部広域事務組合	松前町, 福島町, 知内町, 木古内町	559	2.4
森町		320	1.4
八雲町		227	1.0
長万部町		49	0.2
檜山広域事務組合	江差町, 上ノ国町, 厚沢部町, 乙部町, 奥尻町, 今金町, せたな町	503	2.1
合計		23,448	100.0

(令和7年 各消防本部等調べ)

(3) 函館市夜間急病センター利用状況

自治体名	通院患者数 (件)	利用率 (%)
函館市	6,898	78.4
北斗市	1,102	12.5
松前町	7	0.1
福島町	12	0.2
知内町	13	0.2
木古内町	5	0.1
七飯町	607	6.9
鹿部町	38	0.4
森町	63	0.7
八雲町	20	0.2
長万部町	-	-
江差町	10	0.1
上ノ国町	3	0.0
厚沢部町	10	0.1
乙部町	2	0.0
奥尻町	4	0.1
今金町	3	0.0
せたな町	3	0.0
合計	8,800	100.0

(令和7年度 市保健所調べ)

(4) 函館市中央図書館利用登録状況

自治体名	登録者数 (件)	利用率 (%)
函館市	144,919	89.4
北斗市	7,495	4.6
松前町	145	0.1
福島町	101	0.1
知内町	178	0.1
木古内町	288	0.2
七飯町	6,816	4.2
鹿部町	286	0.2
森町	733	0.5
八雲町	313	0.2
長万部町	36	0.0
江差町	259	0.2
上ノ国町	89	0.1
厚沢部町	173	0.1
乙部町	68	0.0
奥尻町	20	0.0
今金町	53	0.0
せたな町	46	0.0
合計	162,018	100.0

(令和7年度 市中央図書館調べ)

6 圏域自治体と連携が想定される取組み

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

- ア 産学金官民一体となった経済戦略の策定，国の成長戦略実施のための体制整備
- イ 産業クラスターの形成，イノベーション実現，新規創業促進，地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成
- ウ 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
- エ 戦略的な観光施策
- オ その他，圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

(2) 高次の都市機能の集積・強化

- ア 高度な医療サービスの提供
- イ 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築
- ウ 高等教育・研究開発の環境整備
- エ その他，高次の都市機能の集積・強化に係る施策

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

- ア 生活機能の強化に係る政策分野
 - (ア) 地域医療
 - (イ) 介護
 - (ウ) 福祉
 - (エ) 教育・文化・スポーツ
 - (オ) 土地利用
 - (カ) 地域振興
 - (キ) 災害対策
 - (ク) 環境
- イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
 - (ア) 地域公共交通
 - (イ) デジタルインフラ整備
 - (ウ) 道路等の交通インフラの整備・維持
 - (エ) 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消
 - (オ) 地域内外の住民との交流・移住促進
 - (カ) その他，結びつきやネットワークの強化に係る連携
- ウ 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野
 - (ア) 人材の育成
 - (イ) 外部からの行政および民間人材の確保
 - (ウ) 圏域内市町の職員等の交流
 - (エ) 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等
 - (オ) 人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施
 - (カ) その他，資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る連携

連携中枢都市圏ビジョンへの掲載を想定する取組み案について

<連携する項目・取組みについて>

連携中枢都市圏への移行に伴う新たな項目・取組み（案）		定住自立圏で実施している項目・取組み
<p>ア 圏域全体の経済成長のけん引</p>	<p>イ 高次の都市機能の集積・強化</p>	<p>ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 <small>※ 定住自立圏で実施している各種取組みは原則継続 <small>※ 下記⑤～⑦の取組みを新たに追加・拡充</small></small></p>
<p>① GXの推進 渡島檜山地方が連携し、地域の脱炭素化を進めるとともに、GX関連産業の発展などの地域づくりを推進し、圏域全体の経済成長につなげる。 <取組内容> ・地元企業の参入支援 ・GX関連産業の集積・雇用創出 ・GX関連人材の育成支援 等</p>	<p>③ 高度な医療サービスの提供 高度な診療補助を担うことができる看護師の育成などを行い、地域医療の質の向上を図る。 <取組内容> ・看護師特定行為研修の受入体制の拡充 ・認定看護師の派遣 ・高度な技術を持つ看護師の育成 等</p>	<p>⑤ 広域観光の推進（拡充） 2033年度（令和15年度）末までの宿泊客延数年間100万人泊を目指し、各地域の魅力を有機的に結び付けることで広域観光圏を形成する。 <取組内容> ・圏域プロモーションの強化 ・ユニバーサルな観光環境の整備 等</p>
<p>② AI・DXの推進 AIの導入およびDXの推進により、少子高齢化による労働力不足の解消と生産性の向上を図り、圏域全体の経済成長につなげる。 <取組内容> ・AI導入やDX推進のための支援 等</p>	<p>④ 高等教育におけるアクセスの確保 少子化により大学等の存続が困難となっていく中、地域における高等教育へのアクセスを確保し、高等教育の機会均等の実現を図る。 <取組内容> ・高等教育機関の連携体制の強化 ・人材育成のための研究・教育の連携 ・圏域における高等教育機関の維持・存続を図るための取組み 等</p>	<p>⑥ 行政運営の効率化（追加） AI・DXの推進等による行政運営の効率化を図り、持続可能な行政運営等を実現する。 <取組内容> ・AI・DXなどの活用や、基幹業務システムの標準化による行政運営の効率化 ・電子申請やキャッシュレス対応による住民サービスの向上 等</p>
		<p>⑦ 人口減少対策（追加） 各種支援やプロモーション等の取組みを連携して行い、圏域全体の移住や定住の促進を図る。 <取組内容> ・結婚支援 ・移住、定住、二地域居住プロモーション ・在住外国人の生活支援 等</p>